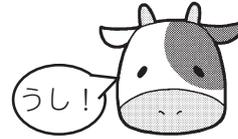
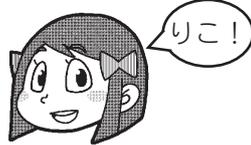


学ぼう権利！ 使おう権利！ ⑪

～不妊治療は 病気休暇の対象です～



けん：不妊治療のために病気休暇を取ることができ
るって聞いたけど、くわしく教えてほしいなあ。

1999年から『不妊症の治療』が病気休暇の対
象となったの。

けん：不妊症の治療って、たとえばどういうこと？

病気休暇の対象となる不妊症の治療は、医師
により不妊症と診断された場合で、診察、検査、
手術等のために勤務しないことがやむを得ない
とき。でも、病院等の窓口で薬を受け取るだけ
のときは、病気休暇の対象としないの。

けん：どれくらいの期間、取得することができ
るの？

認められる期間は、通常の場合と同じで3か
月以内となっているよ。

けん：どんなふうには手続きはするの？

これも通常の場合と同じということ
になってるよ。病気休暇を継続して1週間を
超える病気休暇を取得するときは、医師の診断書
その他勤務しない理由を明らかにする証明書類の
提出が求められるよ。でも、不妊症の場合は治療
の性格から、1回の休暇の請求が継続して1週間を
超えないときでも、医師の診断書等で事情を把握
した上で休暇の取得が承認されるの。そして、事
情の変更がなければ次回の休暇を請求するときに、
診断書等を再度提出する必要はないんだよ。

けん：不妊治療は体のリズムもあることだから、仕
事をしながらの治療は難しいこともあるって聞
いたよ。病気休暇をとることで、治療に専念でき
てうれしいという声もあったそうだね。

でも、できれば1年間の期間はほしいという
声もあるウッシ！そう考えると不妊治療が病気
休暇の対象とはなってもまだまだ十分とは言え
ないウッシ！岩教組は、さらに3か月の期間延
長を求めているウッシ！

小 西 和 子さん 議会日誌②

「岩手県子どもの権利条例」策定に向けて



日本政府が国連子どもの権利条約を批准から21年が経過しました。子どもは「いのち、暮らし、遊び、学び」の権利をはじめ、自分らしく生きていくための権利が尊重されなければなりません。

しかしながら日本では、未だに、子どもの権利の保障は子どものわがままを助長する、権利より義務という意見が世論を支配しています。おとなの意思や要求を押しつけることで多くの子どもが受け身になり、自信を失っている状況を変えていかなければなりません。子どもの権利条約が、岩手の子どもの問題を解決していくために、活かされることが必要です。

子どもの権利条約は、虐待、体罰、いじめなどの暴力、権利侵害から子どもが保護されることを求めています。子どもは安心して生きる権利、相談でき救済される権利が保障されます。そのためにも、子どもには、安心できる居場所、第三者的な相談・救済機関が必要です。

沿岸地域の復興において、当事者である子どもの意見を聴きながら、安心・安全な子どもの居場所が確保され、遊びや学びの権利が保障されることなどが不可欠です。そのためには、子どもの権利条約の理念や規定が十分に活かされた「子どもにやさしいまち」づくりが求められています。

「岩手県子どもの権利条例」策定に向け、いまこそ、運動の輪を大きくしてまいりましょう。